荷揚げ用機械設備に係る法規制一覧表

三成研機株式会社

荷揚げ用機械設備の種類		能力（吊上荷重 積載荷重 ガイドレール高）	適用除外	設置時				検査証		定期自主検査・点検				荷重試験		安定度試験	報告			免許・資格				
				設置報告	設置届	落成検査	組立・解体等の作業指揮者任命	有効期間	性能検査 期間延長	作業開始前の点検	月例自主検査	年次自主検査	暴風後等の点検	定格荷重	過荷重	過荷重 転倒するおそれのあるクレーン	休止報告	事故報告	検査証の返還	運転免許	技能講習	運転の特別教育	玉掛技能講習	玉掛の特別教育
クレーン	クライミング式ジブクレーン（タワークレーン） 低床ジブクレーン（走行式ジブクレーン） 天井クレーン、橋形クレーン	0.5ｔ未満	○																	吊上荷重5ｔ以上	床上操作式クレーン5ｔ以上	吊上荷重5ｔ未満	吊上荷重1ｔ以上	吊上荷重1ｔ未満
		3ｔ未満		●			●			○	○	○	○	年次検査	設置時	設置時		○						
		3ｔ以上			●	●	●	2年	○	○	○	○	○	性能検査	落成検査 1.25倍	落成検査	○	○	●					
移動式クレーン	トラッククレーン（ラフテレーン、オールテレン） ホイールクレーン クローラクレーン 鉄道クレーン、浮きクレーン	0.5ｔ未満	○																	吊上荷重5ｔ以上	小型移動式クレーン1ｔ～5ｔ未満	吊上荷重1ｔ未満	吊上荷重1ｔ以上	吊上荷重1ｔ未満
		3ｔ未満					●			○	○	○		年次検査	設置時	設置時		○						
		3ｔ以上					●	2年	○	○	○	○		性能検査	製造検査	製造検査	○	○	○					
デリック	ガイデリック スチフレッグデリック 鳥居形デリック ジンポールデリック	0.5ｔ未満	○																	吊上荷重5ｔ以上		吊上荷重5ｔ未満	吊上荷重1ｔ以上	吊上荷重1ｔ未満
		2ｔ未満		●			●			○	○	○	○		設置時			○						
		2ｔ以上			●	●	●	2年	○	○	○	○	○	性能検査 年次検査	落成検査		○	○	●					
エレベーター	常設エレベータ（仮設利用） 工事用エレベーター ロングスパン工事用エレベータ	0.25ｔ未満	○																	運転方法の周知				
		1ｔ未満		●			●			○	○	○	○		設置時			○						
		1ｔ以上			●	●	●	1年	○	○	○		○	性能検査	落成検査		○	○	●					
建設用リフト	タワーリフト ２本構リフト （工事用高速リフト等） １本構リフト	0.25ｔ未満	○																					
		18m未満					●			○	○	○	○					○				○		
		18m以上			●	●	●	廃止まで		○	○	○	○		落成検査			○	●			○		

（暴風後等：瞬間風速30m/secをこえる風が吹いた後、震度4以上の地震の後）
（1t未満のエレベーターで設置期間が60日未満の場合、設置報告書は不要）

（過荷重試験：定格荷重が200ｔをこえる場合は、定格荷重に50ｔを加えた荷重）